

道本部労災職業病部会第1回幹事会 10月の新規認定31件

来年も各地で「健康相談会」／組合員の紹介運動も

11月27日に道本部労災職業病部会の第1回幹事会が開かれ、新規認定のとりくみや来年の「健康相談会」などについて確認しました。10月の新規認定数は31件（振動障害・18／じん肺・3／じん肺遺族補償・4／騒音性難聴・6）で、7～10月の合計で72件（振動障害・43／じん肺・5／じん肺遺族補償・9／騒音性難聴・14／その他・1）となります。来年の「健康相談会」は、すでに函館支部が1～2月に道南各地で14会場で実施する計画を決めているほか、釧路支部が釧路市内4会場、旭川支部が道北各地の5会場などを予定しており、その他の支部・地域でも具体化をすすめます。また、組合員による「紹介運動」のとりくみについても確認しました。

年末一時金 函館運送で第1次回答

正職員1.7か月分など前年同率・同額

函館運送支部は、11月26日に会社から年末一時金の第1次回答を受けました。回答は、本採用が2.091か月分・463,489円（前年比+0.008か月分／11,279円）のほか、58歳到達者が1.672か月分・414,215円（+0.006か月分／6,657円）、東京嘱託が1.672か月分+15,000円=395,788円（+0.006か月分／23,775円）、臨時従業員が1.463か月分+23,000円=242,511円（+0.005か月分／1,917円）、60歳到達者=62,000円（前年同額）です。

旭川支部の対市要求に回答

旭川支部が旭労連とともに10月16日に提出していた旭川市に対する「2018年秋季要請書」への回答が11月13日にありました。要請事項は、公契約条例や生活困窮者自立支援など7項目でしたが回答では大きな前進がありませんでした。この回答を受け12月21日に市と交渉を行います。

旭川で「公契約条例を学ぶ市民集会」

11月20日、旭川で「公契約条例を学ぶ市民集会」が開かれ約100人が参加しました。旭川市では2016年12月に道内で初めて「公契約条例」が制定されましたが、この条例は「賃金の下限額」を定めない理念条例で、今年までの2年間に「検証」がおこなわれてきました。集会では川村雅則北海学園大学教授が賃金条項をふくむ条例に発展させる必要性を強調し、旭川市契約審査委員会委員の竹本康志弁護士から審査委員会の経緯や、委員会で下限額を定める意見について賛成・反対の意見があることなどの報告がありました。また現場からの発言では、旭川市職労組から「自治体職場にみる雇用の非正規化」の報告があり、建交労旭川支部からは須貝副委員長が過去の旭川市発注の工事現場調査の結果や、賃金の下限額を条例に定めるには落札率が低い問題もあり、入札に関する制度の改善が求められ、税金の使われ方として市民も公契約条例について関心を持って欲しいと発言しました。